

猿払村技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針



猿 払 村

平成20年 8月 1日策定

1. 現状

(1) 技能労務職員の人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員との比較

猿 払 村					民 間			A/B
職 種	人数	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	対応する 類似職種	平 均 年 齢	平均給与月額 (B)	
運転手 (バス)	4名	52.0歳	370,500円	380,650円	営業用 バス運転手	42.0歳	315,700円	1.21

※ 猿払村データは、平成19年4月1日現在のものです。

※ 平均給料月額とは、猿払村の技能労務職員の基本給の平均です。

※ 平均給与月額には給料月額のほか、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当など諸手当を含んだ額です。

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されている平成16、17、18年の各6月分の3ヵ年平均数値です。

※ 技術労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致するものではありません。

(2) 年齢別職員数

区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	～ 23歳	～ 27歳	～ 31歳	～ 35歳	～ 39歳	～ 43歳	～ 47歳	～ 51歳	～ 55歳	～ 59歳	以上	
運転手 (バス)	—	—	—	—	—	—	1人	—	—	1人	2人	—	4人

※ 平成19年4月1日現在の人数です。

(3) その他給与に関する事項

ア. 給料表

一般行政職と同様に国の行政職給料表(一)を適用し、技術労務職員については4級までの運用としている。

イ. 手 当

一般行政職と同様に扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当等の手当を支給しています。なお、技術労務職員においては特殊勤務手当に該当する手当はありません。

ウ. 昇給基準について

毎年1月1日にその前1年間の勤務成績に応じ、4号給(55歳以上の職員にあっては2号給)を標準として昇給することができます。

2. 基本的な考え方

猿払村では定員適正化計画や行財政健全化計画などに基づき、技能労務職の退職者の補充を行わず、事務事業の効率化と職員の創意工夫のもと少数精鋭主義に徹した行政運営を行い定員の削減を図っております。

3. 具体的な取組内容

(1) 職員数

平成17年度より村営バス（路線バス）の運行の全業務を民間委託とし、スクールバスの運行業務についても段階的に民間委託に移行するなど、業務の見直しにより人員の削減を図っております。

現在、4人いる技能労務職のうち3人については50歳以上となっており、今後、退職者の補充を行わないことから徐々に減少する見込みです。

(2) 給料

一般行政職と同じ給料表を用いており、平成18年4月から給与構造の見直しに実施により給与水準を国の行政職給料表（一）と同等に引下げを行っています。

今後においても技能労務職については、同表4級までの運用とし、他団体等の動向や社会情勢を参考に検討して参ります。

(3) 手当

平成19年度より、技能労務職における勤務時間の見直しを行い時間外勤務の削減を図っています。また、一般行政職と同様に平成17年度から期末手当・勤勉手当等の削減により人件費を抑制しています。

なお、各種手当については、一般行政職と区別はなく支給しており、その見直しについては考えておりません。

(4) 昇給

一般行政職員と同様に人事評価制度（勤務実績・勤務評価）について、その評価手法や導入の時期について検討して参ります。

4. その他

今後の技能労務職の退職状況を踏まえ、バスの運行業務については民間活力や臨時職員等の活用により業務を遂行するほか、最終的には技能労務職の他職種への職務換えについても検討して参ります。

●年度別退職者数（定年退職）

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1人	1人	—	—	1人	1人